

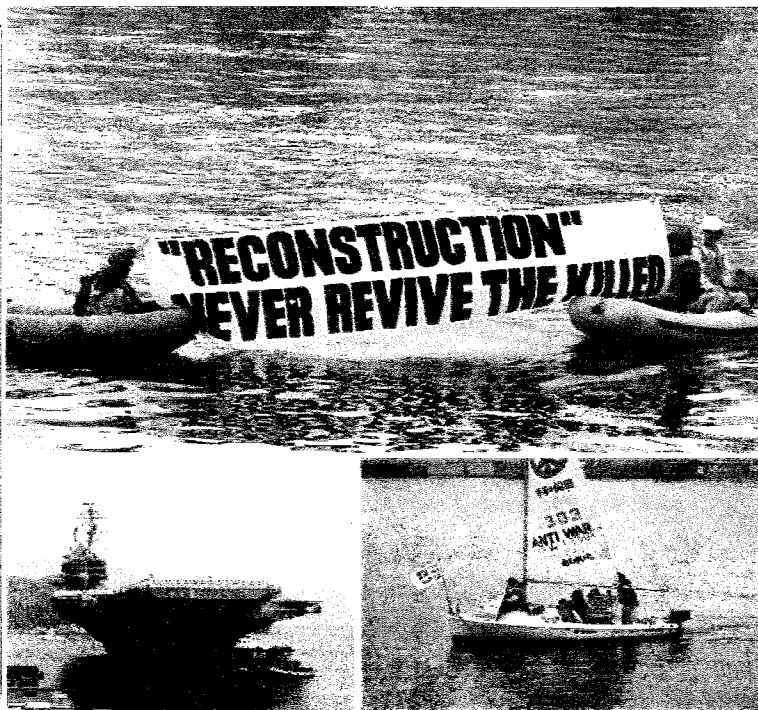
5月6日YOKOSUKA

5月6日、空母キティホークと二隻の随伴艦が「母港の横須賀に帰ってきた。

米海軍によれば、1月下旬に出港したキティホークは、2月中旬からイラク南部の飛行禁止空域監視作戦「オペレーション・サザン・ウォッチ」に参加、開戦とともにそのまま「イラクの自由作戦」に加わった。

以来キティホーク艦載機は延べ2,500回以上出撃し、投下した爆弾は861,860ポンド(392トン)に上ると米海軍は発表している。また随伴艦カウヘンスはトマホークによる最初の一撃をバグダッドに打ち込み、ジョン・S・マッケインと合わせて約70発のトマホークを発射した。

写真は平和船団の抗議行動(非核市民宣言運動ヨコスカ提供)



戦争ではなにも解決しない

イラク戦争に参戦した兵士の皆さん。私たちは平和を願う横須賀市民です。

今日、私たちは喪服を着てゲート前に立っています。イラク戦争のすべての犠牲者に対し、哀悼の意を表すための喪服です。イラクの民衆、兵士だけでなく、皆さん方の仲間の犠牲者に対しても、私たちは、哀悼の意を表します。

私たちは、イラク戦争の始まる前から横須

ペルシャ湾から
帰ってきた
兵士の皆さんへ

平和を求める横須賀市民より

賀基地ゲート前に立って、戦争ではなにも解決しないと訴えてきました。これは、そんな私たちからの手紙です。ぜひ、最後まで読んでください。(次ページにつづく)

【特集】有事法成立—ここから始まる平運運動を

広島から／佐世保から

【編集・発行】脱軍備ネットワーク・キャッチピース

- 維持会員(月額) 個人1口1000円 団体1口2000円
 - 参加会員(月額) 個人1口500円 団体1口1000円
 - 通信会員(年額) 1口3000円
- (会費には本紙購読料が含まれます)

復興で死んだ人は帰らない

イラクの「復興」が始まっています。しかし、私たちの率直な気持ちは、皆さん方にこう問います。「人の命は「復興」できますか。戦争で多くの犠牲者を作り出したアメリカ政府が「復興」というなら、その前に、アバス(12歳)の両手を返して!

両親を返して! 病院で包帯でぐるぐるまきのアリ(8歳)の父親を返して! サード(36歳)の二人の息子を返して! 重傷を負ったナダン(14歳)とムハメッド(4歳)の家族を返して! ザイナブ(9歳)の右足を返して! クラスター子爆弾に触れ、破片を前身に浴びたアリ・ムスタファ(5歳)の両目を返して! イラクに1万人いるといわれている、こうした子どもたちの未来を返して!

先制攻撃は国際法違反

私たちは、サダム・フセイン政権によるクウェート侵攻や生物化学兵器によるクルド人弾圧等を認めることはできません。しかし、査察という平和的手段が国際的な評価を得ながら、それなりの成果を作り出していたことを無視して、圧倒的な軍事力による政府転覆が許されるとは思えません。「差し迫った驚異

の存在」、「他の攻撃回避手段の欠如」、「加害行為との間の均衡性」といった、国際法上認められた先制自衛の要件もまったく満たしていないイラク戦争は、明らかに国際法違反です。

「国連決議なしの戦争支持」は、

わずか17.6%

私たちは、3月20日を挟む6日間、横須賀基地ゲート前で、兵士や家族の皆さんに、イラク戦争についての投票を呼びかけました。「イラク戦争についてどう思いますか」の間に、答えを次の4つから選んでもらいました。1国連決議がなくても戦争支持。2国連決議があれば戦争支持。3戦争反対。4わからない。6日間の投票総数

は34票でした。1が6票。2が9票。3が10票。4が9票でした。投票数が少ないので結論めいたことは言えませんが、兵士や家族の皆さんの平均的な思いがここに現れているのではないのでしょうか。戦場に行かされる皆さんや家族の皆さんの冷静な判断を、私たちはしっかり受け止めたいと思います。

本当の平和への貢献を

今、横須賀基地は凱旋ムード一色でしょうか。しかし私たちはこう思います。戦争すれば勝ってしまうアメリカは、自ら戦争を止めることができなくなったしまったと。このことの不幸をぜひ考えて下さい。皆さん方の友人でありたいと思う私たちは、これからも繰り返し言い続けます。戦争ではなにも解決しない、と。

否応なく殺す側に立たされてしまう皆さん方の苦しみは、私たちの苦しみでもあります。これからも、皆さんと一しょに、平和のための非軍事的貢献を、考えていきたいと思っています。

平和を求める横須賀市民
非核市民宣言運動・ヨコスカ

有事法制を成立させたのは誰か

山中悦子 (編集部)

手元に「ごまめのつぶやき」というニュースレターがある。これを出しているのは「ごまめ通信舎」。横浜市港北区の女性たちが10年以上前に始めた市民のつぶやきネットワーク。社会のさまざまな事柄を見過ごさないで、ごまめの歯ざりと言われようと、地域から声を出していこうと休むことなく発信し続けている。いつしか男性も加わって、選挙があれば候補者アンケートを実施し、女子高生のチマチョゴリが切られれば「こんなことはやめよう」と書いたチラシを配りに駅前立つ。皆それぞれに根からの怒り人。いつも忙しいが何事にも黙っていない。私もメンバーのひとりで時々ニュースレターに原稿を書く。2002.7.7号、たまたま捜しモノをしていて目にとまった一年前のその号の中に私が書いた一文を発見。タイトルは「誰のための、何のための有事法制か」。成立を心配して少しでも多くの人にわかってもらおうと有事法制阻止を訴えて書いたものだ。「すべての基地にNo!をファイト神奈川」が実施した神奈川県下の自治体アンケートも掲載されている。アンケートからは自治体の危機が伝わってくる。結局この年、世論、マスコミの動向を察知したからだろうか、政府は強行突破をあきらめ、法案は成立しなかった。

けれど、あれから一年。法律制定の概要になんら変わりがあったわけではないのに、今度は実に実にあつてなくこの法案は衆議院を通った。衆議院での審議の前に最大野党の民主党が、政府与党案に対する修正案を出した。そして両者は話し合っただけで簡単に歩み寄った。だから

国会は荒れもせず、だからマスコミは騒ぎもせず、だから?国民は「何、それ」って感じで終わってしまった。SARSのことは知っていてもユウジのことは知らない。(この原稿を書いている時点ではまだ参議院での審議が控えているが、残念ながら状況は変わりそうもない)

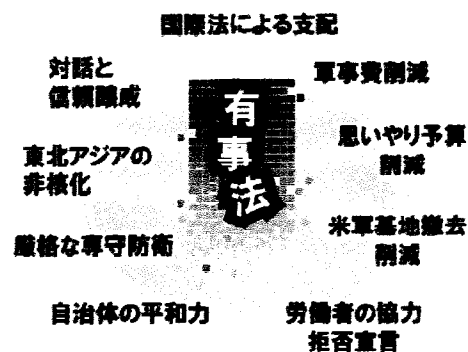
国連や世界中の市民の声を無視して強行された米英のイラク攻撃を、即刻「理解し、支持する」と明言した小泉首相はブッシュとやたら親しくなって、昨今ますます強気。ある政治評論家は、小泉さんがブッシュを見る眼は恋する乙女にも似て一と表現する。国民や国会に少しは遠慮がちだった去年の小泉さんはもういない。

ところで、去年だめだったものを今年通した(通す)真の功労者は誰か。小泉首相?政府与党・とりわけ公明党?それとも真の功労者は民主党?そう、民主党の歩み寄りがなければ衆議院で9割が賛成という結果にはならなかっただろう。でも忘れてならないのは、国民自身のこと。国民の無関心こそがこの法案成立のカギだった。真の功労者が国民だったことを否定出来る人は誰もいないだろう。とにかく巷でまったく話題にならなかった。日々の暮らしと有事法制との関連性を国民に伝える努力をしない政府の「作戦勝ち」と言えば言えただろうが、国民はついにこの法案の重大性を知らないまま、成立したことにさえ関心を示さないままだった。

この先、日本はどうなる?どうする?キャッチピース。◆◆

有事法制を沈めよう

田巻一彦 (編集部)



6月6日、武力攻撃事態法など有事三法が参院で可決・成立した。以下は、審議大詰め
の4月から5月にかけて筆者が行った講演の草稿に加筆したものである。文中にいく
つかの条文の「修正要求」がある。法が成立した現段階においても、有事法の存在下で
の平和運動のための論点として読んでいただければと思う。(6月7日記)

「有事法」と拮抗する 平和運動を構想しよう

有事三法案が国会に提出されてからの一年
を思い起こしてみよう。沢山の重大な出来
事がありました。小泉首相の訪朝とピョンヤン
宣言、「拉致事件」に関する共和国の告白。イラク
大量破壊兵器査察を巡る国際的論争、世界的な
反戦世論の高揚、そして米英による武力行使と
占領…。そして今、朝鮮半島では、再び核を巡る
危機が深まっています。キム・ジョンイル政権
のNPT脱退宣言です。米国の新保守主義者たち
はこれを捕らえて、次のターゲットは北朝鮮だ
とっています。日本の政治家の中からもこれ
に同調する声が聞こえています。

これら一連の事件を正面から受け止め論議
を深めることこそが求められたはずでした。これ
らの危機をどのように捉え、平和的な解決へ
の方向を探るべきなのか。そうすべきであっ

たのに、しなかったのか、できないでいるの
か。これこそが、「有事法制」、さらに敷衍すれ
ば「安全保障政策」をめぐる議論の核心であっ
たはずですが、議論は深まりませんでした。
まったく深まりませんでした。極論をすれ
ば「形式的整理」に終始したとしか言いようが
ありません。

政府と与党は、これらの事実から得体のし
れない危機感だけを抽出・増幅・拡大して国民
ではなく米国政府に顔をむけながら、軍事的
対応の拡大にのみひたしました。最大野
党の民主党は、結局、政府案が抱えていた最大
の問題である「<周辺事態>とく武力攻撃事
態>とのリンケージ」にメスを入れることな
く、いくつかの修正が受け入れられたと、「賛
成」の方針を明らかにしました。衆議院では実
に賛成率90%以上という翼賛の状況まで生
まれています。これはおそろしいことです。

有事三法は、日本が「戦争のできる国」への
階段をまた一步上ることを意味します。私た

「近隣諸国に大きな不安はない」 有事3法成
立で官房長官

福田官房長官は6日午後の記者会見で、有
事法制3法が参院で可決・成立したことについ
て「政府としては、国家存立の基盤となるよう
な法律が与野党の幅広い合意の下に成立したこ
とに大きな意義を見いだしている。国の緊急事
態に対処するための制度の基礎であり、今後
国民保護法制を始めとして、必要な法案整備
をしていく」と述べた。

法案成立が戦後の安保政策の転換点になる
のでは、との質問に対しては「あって当たり前の
法であり、そんな大げさなことではない」と説
明。

近隣諸国に懸念があるのではないかと問
いには、「心配するならばそれは誤解であり、それ
を解くことは必要だ。しかし、そんな大きな不安
はないと思う」との認識を示した。(6月6日「朝
日」)

ちは、このような法律をみとめるわけにはい
きません。有事三法は危険だけでなく、貧弱
で粗雑な、時代と世界の要請には到底答えら
れない代物であり、世界の平和と安全を脅か
すものだからです。

私がここで強調したいのは、廃案を断固と
して求める運動の論理は、法案成立後にどの
ような平和運動を私たちが構想するのかとい
う課題と密接に関わるといことです。残念
ながら法案成立の可能性は高い。しかし、私
たちの運動はそこで、タオルを投げってしまった
り、思考停止してはならないのです。このよ
うな観点から、有事法制への「荒削りな批判」を試
みたのが本稿です。かならずしも逐条的・網羅
的批判ではないことを最初にお断りしておき
ます。

私の基本的立脚点は次のとおりです。

- 「安全保障」とは国際的概念であり、一
国的基準・価値観でのみ律することは不
可能である。
- 「安全保障」とは、自らが安全を感じるだ

けでなく、近隣諸国民にも安心をあたえ
るものでなければならない。

●自国民の人権だけでなく、他国民の人
権も保護されなければならない。

●地方自治は本質的に軍事行動を受容す
るよう設計されていない。有事法制が
個別法である以上、地方自治の本旨は不
可侵の原則である。

1. 日本の安全保障を 「国際法の支配」の下に

1-1 国連憲章遵守を遵守させよう

まず指摘しなければならないのは、武力攻
撃事態法案に、日本の有事対応における基本
姿勢として、「国際法」とりわけ国連憲章の遵守
がうたわれていないことです。国連憲章に
は「武力攻撃事態」に直接関連する次の条項が
あります。

<資料> 国連憲章 (1) 第33条

第5章「紛争の平和的解決」第33条「平和
的解決の義務」の規定は次のとおり: 1 いか
なる紛争でもその継続が国際の平和及び安
全の維持を危くする虞のあるものについ
ては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、
仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機
関又は地域の取極の利用その他の当事者が
選ぶ平和的手段による解決を求めなければ
ならない。2 安全保障理事会は、必要と認め
るときは、当事者に対して、その紛争を前記
の手段によって解決するように要請する。

(2) 42条

第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及
び侵略行為に関する行動」第42条の規定は
以下のとおり: 安全保障理事会は、第41条に
定める措置(経済制裁、断交等の非軍事的措
置)では不十分であろうと認め、不十分なこ
とが判明したと認めるときは、国際の平和
及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海
軍または陸軍の行動をとることができる。
この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又
は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含
むことができる。

(3) 第51条

第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及

び侵略行為に関する行動」。第51条の規定は以下のとおり:この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとる、この憲章に基く機能及び責任に対しては、いかなる影響を及ぼすものではない。

すなわち、武力行使には安全保障理事会の承認が必要であること、各国の単独での武力行使を認めているが、それは「武力攻撃が発生した場合」に限られることを定めています。

さらに日米安全保障条約でさえ、この原則を引用しています。次の様に:

<資料>日米安全保障条約

前文

日本国及びアメリカ合衆国は、国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、(略)

第1条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際的平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

武力攻撃事態法案を見ると、日本の安全保障政策が「国際法の支配」の下にありつづけるのができるのかという疑問が膨らみます。

米国は「大量破壊兵器の廃絶」を理由にした武力行使が国際的合意を得られないことを知って、「フセイン政権を放置すれば米国の安全が脅かされる」といって「予防のための戦争」、その実態は「体制変更のための戦争」に突入しました。この「体制変更のための戦争」も国連憲章の次の条文への明白な違反です。

<資料>国連憲章第2条(4)

第1章「目的及び原則」。第2条の規定は次のとおり:この機構及びその加盟国は、第1条に掲げる目的を達成するに当っては、次の原則に従って行動しなければならない。

1)から3):略

4)すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

イラク戦争を日本は支持しました。日本は「国際法」と米国の「予防戦争論」「体制変更戦争論」のどちらの「支配」を受け入れるのでしょうか。言い換えれば武力攻撃事態法案が言う「武力攻撃予測事態」とは、どのような事態を言うのでしょうか。イラク戦争で日本が世界に送ったのは「予防戦争を支持する国」であるというメッセージでした。これは「武力攻撃事態・予測事態」とはいったいどのような「事態」なのかという根本的問題に直結します。

<資料>先制攻撃と予防攻撃

2002年9月の「国家安全保障戦略」において、繰り返し述べられるのは、「米国はならずもの国家やテロリストによる米国民並びに同盟国に対する重大な挑戦に対しては米国は先制攻撃(pre-emptive action)の権利

を行使する」ということである。

先制攻撃とは、「米国防総省軍事用語辞典」によれば「敵による攻撃が、差し迫っていることを示す議論の余地のない証拠に基づき開始される攻撃」である。しかし、今回のイラク攻撃を支持する「議論の余地のない証拠」はない。したがって「先制攻撃」ではなく、「予防攻撃(preventive action)と呼ぶのが正確である。国防総省の定義に従えば、「予防攻撃」は「軍事的攻撃が差し迫っていないとしても、不可避であり、かつ(対応の)遅滞がより大きな危機を生起せしむるとの確信に基いて開始される攻撃」である。

すなわち、今日本に求められているのは、自らが攻撃されるかもしれない事態を前にしても国連憲章にしたがって行動する、つまり国連の武力紛争防止のための枠組みに最後の最後までとどまるという国際的公約です。同時に、「体制変更」のための武力行使は一切しないことを公約させることも大切です。

武力攻撃事態法で「国連憲章」が出てくるのは、第18条(国連安全保障理事会への報告)で、第51条を引いている部分だけです。

国際法の支配の下にあるという明白な国際的公約がない限り、有事三法は国際社会から決して受け入れられることはないでしょう。言い換えれば、国際法の支配を求める闘いは有事三法の正当性を足元から問うたかきとなるということなのです。

政府は、日本は国連憲章を批准しているのだから、あらためて「憲章遵守」を明示する必要はないと反論するかもしれませんが、しかしそれは第18条でわざわざ「報告義務」だけを明示していることと矛盾します。これでは、国連憲章の「つまみ食い」です。

【修正要求1】

(1)「事態法」修正案第三条第六項を次のように再修正する:

「6 武力攻撃事態等への対処においては、日米安全保障条約に基いてアメリカ合衆国と緊密に協力しつつ、国際連合憲章等国際法の遵守、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならない。」

中国、韓国から非難の声

【中国】

中国外務省の章啓月副報道局長は6日、日本の有事関連法成立について「専守防衛政策の堅持が日本の長期的利益となり、アジア太平洋地域の平和と安定にも利する」との談話を発表、専守防衛の原則を守るよう求めた。

中国国営通信の新華社は同日、解説記事で、同法制を「事実上の“戦時法制”」と指摘し「平和憲法に背いた」と批判した。

中国外務省の談話は、対日政策の再検討を進めている胡錦濤指導部の柔軟姿勢を反映して「日本の軍事大国化」といった厳しい対日批判は避けた。ただ中国は、米国との軍事的一体化や右傾化を深める日本の一部政治家の動きには警戒を深めており、今後の動向を注視する方針だ。(6月6日「共同」)

【韓国】

韓国の与党、新千年民主党(民主党)は6日、日本で有事法が成立したことについて「憤怒と驚愕(きょうがく)を禁じ得ない」とする論評を出すなど、韓国与野党が一斉に同法を強く非難した。

民主党の論評は「日本は周辺国を侵略し、多大な犠牲を強いた過去の歴史を完全に解決していない状況で、再び周辺国を刺激している」と指摘し「ごう慢だ」と非難。また「(大統領が)到着するやいなや成立させ、外交的な儀礼を失した」と言明、訪日中の盧大統領に十分な説明をするなど「周辺国に了解を求めなければならない」と訴えた。

最大野党ハンナラ党も「専守防衛の枠が廃棄され“国家総動員令”が可能になる事実上の“戦争準備法”というしかない」と指摘した。(6月6日「共同」)

1-2 「均衡性の原則」の明示を

国連憲章及び国際人道法、国際慣習法から導きだされ原則の一つに「均衡性(Proportionality)原則」があります。これは武力攻撃に対して自衛権を行使する場合であっても、武力攻撃の質と量を凌駕する反撃をし

てはならないということです。例えば、9.11テロに対する報復としてタリバン政権を「打倒」することは、この「均衡性」の原則を逸脱するものというのが国際法学者の定説です。武力事態法案ではこれを「合理的に必要とされる限度において」と極めて曖昧に表現しており、恣意的に運用される可能性があります。

【修正要求2】

第三条第三項最終センテンスを次のように修正する：

「…ただし、武力攻撃が発生した場合においてこれを排除するにあたっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。国際慣習法に照らして均衡性を有し且つ最小の限度においてなされなければならない。」

2. 「非核三原則」「専守防衛」を実質化し 北東アジアに広げよう

第二の論点は、日本が誇る「非核三原則」と「専守防衛」という二大原則が美武力攻撃事態法では意図的に無視されていることです。これらの原則がアジア太平洋地域における安全保障の国際的規範となり、信頼醸成のプロセスを積み重ねられていくこと。実は、これこそが有事法制推進論者にとっての最大の「目の上のたんこぶ」なのでしょう。

ブッシュ新戦略の真髓は「同盟の性格は問題ではなく、どのように任務を果たすのが問題だ」というものです。非核三原則と専守防衛という二つの基本政策は日米安保の「性格」を規定してきました。それを捨てるとブッシュはいいます。「捨てる」と言いたいが言えない、これが日本の有事法制推進論者です。事実、武力攻撃事態法案は、「日米安全保障条約にもとづくアメリカ合衆国との緊密な協力(第3条6項)をうたいつつ、国連憲章の遵守を明言しないことによって、次のようなブッシュ新戦略への「忠誠」を示しています。

<資料>米国防務報告(2002. 8. 15)

2002年8月15日に発表された「国防報告」は、アフガニスタンでの初動の軍事作戦から得られた教訓を次のようにあげている。(抜粋)

—戦争をもっとも良く戦うためには「意志の同盟」が必要である。同盟の委員会の議論は戦争には役立たない。任務が同盟の内実を決めるのであって、同盟が任務をきめるのであってはならない。

—米国防衛のためには予防行動と、時によっては先制攻撃が必要である。あらゆる種類の脅威から、あらゆる場所において、あらゆる時に米国を防衛するのは不可能である。敵に対する戦争こそが唯一の防衛手段である。良き攻撃こそが最良の防衛なのである。

一方、米国の米国「核体制の見直し」(NPR・2002年1月)は、ロシア・中国・朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)・イラク・イラン、シリア、リビアを名指しにし、次の三つの場合にはこれらの国々に対する核使用を辞さないとしています。

①喫緊の事態(例:イラクや北朝鮮の近隣国攻撃)

②潜在的な不測事態(例:大量破壊兵器保有

国による軍事同盟形成)

③予期せぬ不測事態(例:突然の政治体制の変化によって核兵器が敵対的な指導部の手に落ちる場合)。

NPRは同時に、核兵器と通常兵器を統合した「攻撃能力」、「ミサイル防衛」そして指揮・統制システムなどのインフラストラクチャーを「能力ベース概念における新しい三本柱」として再定義しました。

つまり北朝鮮やイラクに対する戦争シナリオは、IT技術で「自動化」された「攻撃能力」の発動であり、そこには核攻撃オプションが含まれるということだ。核戦争と通常戦争のしきいは、ぐんと低くなりました。

政府与党は、「専守防衛」と「非核三原則」を明白に否定するのではなく、「拡大解釈」といういつもの態度です。その中で「敵国のミサイル基地を攻撃するのは専守防衛の範囲内」、「自衛隊は海外でも軍事行動がとれる」などという、発言が繰り返されています。

二つの原則は日本だけのものではありません。それは国連憲章・国際法と核軍縮のための様々な取り決めと響きあう私たちの財産です。

「専守防衛」、「非核三原則」をさらに発展させて、北東アジアで軍縮と信頼醸成の流れをつ

【修正要求3】

(1)「事態法」第三条第3項に次の項目を挿入する：

「3 武力攻撃事態への対処においては、1957年の国防会議決定「国防の基本方針」並びに同方針に基きわが国が採用してきた基本政策等の的確な実施が図られなければならない。ここで言う基本政策等には以下の原則が含まれる。

- 一 専守防衛の原則
- 二 軍事大国とならないこと
- 三 非核三原則
- 四 文民統制の確保

海外で武力行使も

—石破長官

石破茂防衛庁長官は九日午後の衆院有事法制特別委員会で、有事法制関連三法案に関連し、海外で自衛隊艦船などが攻撃を受けた場合、これを「有事」と認定し、自衛隊が防衛出動することについて「可能性は排除されない」との見解を明らかにした。

これは、同法案によって、自衛権行使を理由に、他国の領土を含め、どこでも自衛隊が出動し、武力行使することが法律上認められるとの考えを示した。国是の「専守防衛」の枠を超え、自衛隊の活動範囲が拡大する恐れがある。

石破長官は、自衛隊の武力行使が許される自衛権発動の三要件を挙げた上で、「要件に当てはまるとすると、法理論上は排除されない」と述べ、自衛隊による海外での武力行使もあり得るとの考えを示した。

ただ、「現実には極めて起こりにくい事態だ。『専守防衛』(の方針)を変えて、海外で武力行使を行うとの指摘はあたらぬ」と強調した。(5月10日「東京」)

くりだすことは、有事法制への最大の対抗構想となります。朝鮮半島情勢に、平和運動がどのような理念と論理と具体的な提案をもって切り込んでいくかがカギだ。「北東アジア非核地帯」の構想と実現への取り組みを強めていくようではありませんか。

3. 「国際人道法の的確な実施」

—その前に批准を

イラク戦争が私たちに教えたことは、国際法に違反して起こされた戦争は、その遂行過程においても多くの国際人道法違反を発生させたことである。

武力攻撃事態法案は、これら国際人道法について第21条(事態対処法制の整備)において「的確な実施が確保されたものでなければならない」と簡単に触れているのみです。

しかも、ジュネーブ条約第1議定書や、国際刑事裁判所規程など、日本がまだ批准していない国際人道法が少なくありません。アメリカはこれらの批准を拒否しています。本来ならば、これら国際人道法の批准とそれに必要な国内法整備こそが先行、百歩ゆずっても同時並行でなされなければならなかったはずで

す。これとの関連で、自衛隊の「クラスター爆弾」

配備について触れておきます。クラスター爆弾を明示的に禁止する国際法はありません。しかし、この兵器は数十から数百の小弾頭を予測不可能なパターンで飛散させるものであり、且つ小弾頭の数パーセントは不発弾として残り、民間人に対して対人地雷と同じようなリスクをもたらすことから、国際法学者の大勢は「ジュネーブ条約第1議定書第51条(無差別攻撃の禁止)に違反する」という見解を示しています。緊急事態への対処における戦術にこの兵器の使用が含まれるとすれば、「事態法」政府原案並びに民主党修正案第21条が言う「国際人道法の的確な実施」が不可能になります。

したがって、クラスター弾をめぐる議論は、緊急事態における日本及び米国の武力行使にいかなる「統制」もしくは「規制」をかけるのかという本質的な議論を、「戦術及び兵器システム」のレベルまで深めるという意味できわめて重要です。

【修正要求4】

第21条3項を次のように改め、第三条(武力攻撃事態等への対処に関する基本理念)に移動する:

(2)「基本法」第6条と第7条の間に次の条文を挿入してください:

「第3条第5項 武力攻撃事態等への対処においては、次の例示する国際法並びに国際人道法及び武力行使を制限する国際的取極及び国際連合もしくは国際連合によって権威付けられた国際機関による勧告的意見等を遵守しなければならない。」

- 一 国際連合憲章
- 二 ハーグ陸戦法規
- 三 生物化学兵器禁止条約
- 四 対人地雷禁止条約
- 五 戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ第四条約及び関連議定書
- 六 国際刑事裁判所規程
- 七 核兵器の使用に関する国際司法裁判所の「勧告的意見」(1996年7月8日)

4. 「協力の責務」は自発的協力引き出す マインドコントロール

最後の論点は、自治体と、そして労働者・市民の協力の責務に関することです。

ここで肝心なのは、有事法制といえども「個別法」にすぎないということです。したがって有事における「自治体の協力義務」は「自発的な協力への期待」に他ならないということです。この大らかな理解を手放さないことがまず大事だと思います。

以下、防衛庁のホームページ「武力攻撃事態対処法案に関するQ&A」から引用します。

Q23 内閣総理大臣の「指示」、「自ら対処措置を実施する」とはどのような意味ですか。また、地方自治との関係で問題はないのですか。

1. 武力攻撃事態においては、国及び国民の安全を確保するため国全体として万全の措置が講じられなければならない。不備が生じた場合には、内閣総理大臣による「指示」等によつて的確かつ迅速な対応を図ることが必要と考えています。

2. 内閣総理大臣の「指示」とは、国民の生命、身体の保護等のために特に必要がある場合に、別に法律で定めるところにより、地方公共団体等に対して、所要の措置を実施すべきことを指示することができるとするもので、地方公共団体等には、この指示に従う法律上の義務が生ずることとなります。

3. 内閣総理大臣が「自ら対処措置を実施する」とは、国民の保護のため緊急を要する場合など特に必要がある場合に、別に法律で定めるところにより、内

閣総理大臣が自ら、地方公共団体等が実施すべき対処措置を実施することができるとするものです。

4. この「指示」や「自らの対処措置の実施」については、本法案によって内閣総理大臣に対して包括的に権限が与えられるものではなく、今後整備する個々の法律においてその要件等を具体的に定めた上で実施できることとなるものです。

武力攻撃事態という状況下においては、万全の措置を担保するこうした仕組みが必要であり、地方自治の観点からも問題はないと考えています。

繰り返して出てくる「義務」という言葉は確かにきつく響きます。しかし、「義務」とはどのような、周辺事態法について政府が説明した「一般的協力義務」の域を超えるものとは理解「しない」ことが、実践的解釈というべきでしょう。

なぜなら、武力攻撃事態法も周辺事態法とかわらず個別法の一つでしかなく、国にいかなる「包括的権限」も付与するものではないからです。言い換えれば、武力攻撃事態法と地方自治法との間にはいかなる上位下位関係はないのですから。周辺事態法における「協力義務」を政府はどのように説明したのでしょうか。

「地方公共団体の長は、求めがあったことを前提として、権限を適切に行使することが期待される立場におかれることになる。これを一般的な協力義務と呼んでいる。(略)一般的な協力義務とは、(略)権限を適切に行使することが法的に期待されるということであり、例えば公共施設の使用について許可を行う義務が生じたということではない」(「周辺事態安全確保法第9条(地方公共団体・民間の協力)の解説(案)

一方武力攻撃事態法第15条2項では、自治

体が「指示」に従わなかった時には、内閣総理大臣が自らもしくは所掌する大臣を指揮して「当該対処措置を実施し、又は実施させることができる」とされています。この内閣総理大臣の権限行使が、地方自治法でいう「代執行」という強制的行為であるという理解が、運動の中にも広がっているように見えます。しかし、果たしてそうでしょうか。上記のQ&Aから読み取れることは、このような強権発動は「武力攻撃事態法」だけでは不可能である、ということです。たしかに今後の「国民保護法制」等の中では「代執行」や「法定受託義務」の形で国の介入が法制化される可能性があり、警戒が必要です。しかし、少なくとも「第2条七イ」で定義された「武力攻撃事態への対処措置」のうちの軍事に直結した部分については、この法案が即、自治体や民間の戦争への協力義務を強制的に定めているという理解は、かえって私たちの体と手をしばってしまうこととなります。

とはいえ、政府は強制しなくても、例えば会社や自治体当局が「戦争協力」を「自発的に決めた」時、労働者にはそれは「業務命令」として届いてきます。このような戦争協力の強制に対する闘いは、もし「命令」が届いたときに始まるとするならば、困難を極めるでしょう。例えば労働協約の中に、労働組合や組合員個人の「良心的戦争協力拒否権」を位置づけさせるような運動も考えたいと思います。アメリカやドイツで採用されている「良心的兵役拒否」の思想が、ここでは参考になります。

この模索を、私たちは、武力行使の最前線にたつ「国家公務員」である自衛官の拒否権をも包み込むものとして構想したいと思います。自衛官たちは、自衛隊が「専守防衛」の軍隊であることを前提として、「宣誓書」にサインしているのですから。アラビア海からヨコスカに帰った自衛官は「もういきたくない」といって

います。その言葉の意味を私たちはしっかり受け止めたいと思います。

5. 結び—現実から出発し、 現実を変える平和運動を

有事三法は、「日本が武力攻撃されたらどうする」という恫喝にもとづいて、米国を中心とする世界秩序の防衛に、私たちを動員する仕掛けです。したがって、その本当の意味での危険性は法案に書かれていないことにこそあると言っているでしょう。

今、私たちがなんとしても阻止しなければならないのは、朝鮮民主主義人民共和国に対する「大量破壊兵器の廃棄」を口実にした「体制変更戦争」です。

そこで問われるのは、民主党が修正したと誇る、日本国民の基本的人権の保障ではなく、北朝鮮の国民をもふくめたあらゆる人の基本的人権・生存権の保障です。真の安全保障とは、自分たちが安全に感じるだけではなく、他国の民衆も安全を感じることができる状態です。

有事三法は危険でナンセンスです。しかし、それで終わってはならない。私たちは有事三法と、同じ時間軸と空間の中で、それに拮抗する平和のための時間軸と空間を形成しなければなりません。イラク戦争に反対して澎湃として巻き起こった世界の平和世論とむすびつきながら、私たちは理想を手放さず、現実から出発して現実を変える運動へと、進みたいと思います。

権力者と政治家は平和憲法を捨てました。でも憲法は私たちとともに今ここに、あるのですから。 ◆◆

有事法制を発動させない力 ヒロシマから発信を

ピースリンク広島・呉・岩国 湯浅一郎

取り返しのつかない破壊 ＝イラク戦争の後で

核兵器廃絶をめざすヒロシマの会が4. 20「原爆ドームに花を持って集まろう」と呼びかけた集会で、戦争で亡くなった人々を悼む献花の間、イラクで何がおきたのかを系統的に振り返る朗読をした。新聞報道を中心にできごとを並べただけだが、イラクで起こっていることは、取り返しのつかない破壊であり、侵略としか言いようのない行為であることが浮き彫りになった。が、その直後から私たちは、有事法制の廃案を求める行動に追われることとなった。5月の連休を前に、にわかに有事法制を成立させる動きが強まったからである。

衆議院を通過した5月15日は、白装束の集団をマスコミが追い続け、ニビル星が来てパニックが起こるはずの日である(その後、白装束の報道はブツンと消えてしまった。陰謀臭い?)とともに、70年前、軍部専制政治への転機となった5. 15事件の忌むべき日でもある。そして、6月6日、参議院でも可決され、戦争法は成立してしまった。

これにより、米国の戦争に自衛隊が直接参加する道が開かれ、自治体、市民には戦争への協力が強要されることになった。これは、日米新ガイドライン体制によって必然的に生じる



結果であり、日米共同作戦が日本列島全体を戦場化する危険が濃厚になり、世界に広げべき憲法九条をないがしろにするものである。

ひとたび有事法制が発動されれば、日本は米国の先制攻撃に協力する義務を負うことになり、再び近隣諸国への侵略戦争を繰り返すことになりかねない。イラク戦争で判明したことは、現在の米政府が国際協調に背を向ける危険な「一国戦争主義」政権だということであり、アフガニスタンとイラクは彼らの世界戦略の序の口に過ぎない。次は、イラン、シリア、朝鮮民主主義人民共和国というわけだ。今、アメリカは、「相手を完璧に破壊しないと安全が保障されないという恐怖心」に縛られている。世界で最も強い国が、一番恐れおののいて生きているとも言える。「アメリカの安全を守

るためには、先制攻撃をする権利をアメリカは持っている」としたブッシュ・ドクトリンは、核兵器やそれに匹敵するMOAB(爆弾の母)の使用すら選択肢としているが、この強いアメリカの姿は国際的な孤立の裏返しにすぎない。

立ち止まっているわけには いかない

国会では、これらの論議は全く行われなかった。有事法制で共同作戦を組むことになる米軍は、イラクで初めて姿を現したブッシュ・ドクトリンにそって先制攻撃を仕掛ける軍隊であり、『イラク戦争とは何だったのか』を具体的に総括する作業こそ、有事法制の是非を判断するために不可欠である。国会では、有事法制との関連でその論議がなされるべきなのだ。

私たちは、イケン連絡会の仲間とともに、呉・広島で交互に街頭に立ち、国会の特別委員会の委員にFaxを送る署名を呼びかけた。「あなたは、子どもたちに「戦争ができる国」を残したいですか」と大書きしたビラを配り、テーブルにおいて署名してもらい、その日の内にFaxで送った。呉駅前では1時間で50-70人ほど集まる。イラク戦争反対で反応があった高校生は、有事法制に対しても一番反応があった。5月23日には県庁前で「有事法制はいらない！広島県民集会」を開催し、900人が集まった。6月4日から、今日まで、毎日、呉駅前にたち、最後まで反対を訴え、抗議を続けた。成立した後とは言え6月9日には平和運動センターの呼びかけによる集会も準備されている。

今、包括法である有事関連法は成立したが、ここで立ち止まるわけにはいかない。

今後より具体的な「国民保護法制」「在日米軍支援法」などが出てくる。特に「国民保護法制」は名ばかりで、実態は自治体や民間、市民を戦

争に協力させるための「国民の監視・統制法」である。国民保護法制を作らせない取り組みは、すぐにも取り組まねばならない。戦争を遂行するためには、自治体、民間、市民が戦争に協力する態勢を作ることが不可欠である。自治体職員の動員も含めた自治体の戦争協力。港湾・空港の利用、陣地構築・保管などで公共施設の利用。運輸・医療などの民間労働者の動員。そして政府や自治体の指示に従わない場合の罰則規定など、市民の「基本的人権の侵害」「生活権の侵害」が正当化される危険がある。あくまでも、人間の安全を保障することを最優先にする思想に基づいて、国民保護法制などの成立に反対していく必要がある。

ここでの最大の争点は、自治体の役割をめぐり問題である。有事法制に関連した港湾・空港の利用は、「周辺事態法」とは異なり、国の側に強制力を持たせられる可能性が高い。それにしても、港湾法という法律は、国の一方的な判断で自由に港を使わせるわけにはいかない力を持っている。そして運動を通じて、「自治体の持つ平和力」をより強くしていくことはできるはずである。

また有事法制は、「周辺事態法」とセットで動く可能性が高く、同法を発動させないためには、アジアにおけるアメリカの一方的な先制攻撃を起こさせない土壌を作る必要がある。朝鮮民主主義人民共和国(以下北朝鮮)の核兵器保有発言が無視できない事態であることは多言を要しない。また、拉致問題の早期解決は市民の強い願いである。しかしながら、北朝鮮が求めている米朝相互不可侵条約に米国が応じるならば、すでに金大中大統領や小泉首相の訪朝によって垣間見られた国際協調路線が再生する可能性は強く、北朝鮮を核兵器破棄へと向かわせ、国際社会の一員として迎える道が開かれるに相違ない。「市民社会が構想する北東アジアの平和」とも言うべき世論を

作り出すことが、大切である。東北アジアの非核地帯化構想、相互不可侵の構想を実現させるために、民衆レベルでの直接的な連携を作る必要がある。既に、韓国の反基地運動と沖縄、岩国、呉を結ぶ連携は、日常的とは言えないまでも、一定の蓄積がある。また昨年ピースリンクも発足総会に湯浅が参加して、当初からの参加団体になっているAPAAアジア平和連合でのつながりもある。これらをより複層的に強いつながりにしていくことが求められる。

憲法9条は、まだ生きている

更に、ここに至っては憲法9条の意義を市民が心から共感し、想いを共有する必要がある。私たちにとって憲法は、空気や水のような存在である。空気や水は、通常はそのありがたさがわからないが、なくなれば息苦しくなり、ひいては生存が危うくなるほど重要である。今、私たちにとって、憲法9条にどのような価値があるのかを、市民が実感できるかどうか重要である。

この点に関わって、現在、憲法9条をめぐって二つの異なった顔があることにこだわりたい。一つは、「九条があつてさえ、こんなことができるのか？」という問題である。今年、二千人の自衛隊の部隊が海外で正月を越していた。その中心は、「対テロ特措法」によるアフガン戦争の後方支援部隊である。アフガン戦争に関わる全海軍部隊の燃料使用量の40%を日本が提供してきた。更に、米補給艦が自衛隊から提供を受けた燃料を、イラク攻撃に向かった100隻もの米艦船に提供し、間接的にイラク攻撃に関与していたことすら明らかになっている。何故こんなことができるのか？

更に「有事法制」ができたことで、日本列島を戦場として、日米が共同作戦をして、戦闘を行なうことができるようになった。共同作戦を

行なう相手であるアメリカの新しい軍事戦略は、核兵器の使用も含めて先制攻撃戦略を柱にした「ブッシュ・ドクトリン」として立ち上っており、その適用第一号がイラク侵略戦争である。自衛権の行使というが、この段階で、自衛隊は、「殺す、殺される」の関係の中におかれることになる。そこでは自衛隊から戦死者が出ることを前提にしている。何故、自衛隊員は、有事立法に反対しないのか不思議でならない。仮に有事法制が発動されれば、その時点で平和憲法は停止する。国会議員の多くが、これを支持すると言うのだから、信じられない状態が国会に出現している。

他方で、そうではあるが、「九条があればこそ、守られていることも多い」。これまでに自衛隊員から戦争での死者が出ないですんでいるのは、まさに9条のおかげである。アフガン協力でも、自衛隊の関与は補給や輸送作戦だけですんでいる。周辺事態法でも、米軍との共同作戦はできず、あくまでも相互協力である。憲法9条は、風前の灯火と言われて10年以上が立つが、今もまぎれもなく生きている。自衛隊が海外に出ることが普通の時代になっても、依然として戦闘行動に関わることはできないし、それこそが、自衛隊員の命を守っているのだ。別の言い方をすると『自衛隊は軍隊として登場』できないことが、大きな歯止めになっている。九条のハードルは、「戦争ができる国」になるために、想像以上に高いハードルである。有事関連法ができて、市民が9条を保持する意志を持ち続ける限り、その事情は変わらない。自衛隊員から戦争での死者を出してはならない。そのためには、戦死者が出ることを想定している有事法は、いかなることがあっても発動させてはならないと言うことである。

仮に九条を変えてしまえば、自衛隊は、軍隊として、堂々と世界に登場することができる。

今回のイラク攻撃のような事態が起きたとき、自衛隊が、殺す、殺されるの構造に置かれてしまうことになり、イラク攻撃でのイギリス軍と同じ立場で、米軍との共同作戦に堂々と出て行くことが現実化する。私は、基地のある町で、九十年代になってから、海外に派兵されていく自衛官を見るにつけ、名文として九条がある意味の大きさを実感している。この重しの意味を市民が共有する方法を工夫せねばならない。それは、有事立法を発動させないことにつながるし、その作業を通じて非戦を誓う憲法9条を世界に広げていくことができる。現実にあわせて憲法を変えるなどという選択がいかにかたくなであるかははっきりしている。

●
世界の民衆は、イラク攻撃をめぐってアメリカの一国主義、先制攻撃戦略に果敢に対峙

し、この間、世界的な反戦の声はアメリカの一方的な戦争を少なくとも遅らせてきた。孤立化しているのは米国である。ヒロシマは、その重要な一部を構成する。核兵器と言う大量破壊兵器の被害を受けつつも、アメリカを恨むのではなく、核兵器の廃絶を訴え続けているヒロシマこそ、今、核の先制使用をも公言するブッシュに愚かな行為を止めろと言わねばならない、言うべき立場にある。Think Globally, Act Locallyを今こそ実践せねばならない。



イラク攻撃と朝鮮半島の緊張 戦争に加担する佐世保

リムピース編集委員 篠崎正人

「武力攻撃事態法」など有事体制を形作る3法案が可決された。すでに多くの人々が指摘しているとおり、法律の条文の間から透けて見えるものは戦争を遂行するための国家体制の構築であることは明らかなだ。91年湾岸戦争後の掃海艇派遣から始まった一連の動きは「安保再定義」「新ガイドライン」「周辺事態法」を経てとうとう日米共同の戦争体制とその支

援の枠組みを完成させるところまで行こうとしている。

もちろん「戦争体制」の目指すところはアジア・太平洋の「経済権益地域」の支配であることは言うまでもない。莫大な石油資源、広大な地域、膨大な人的資源(人口)を持つ一方、いまだ十分でない投資環境と脆弱な現地資本は「世界の成長センター」に陰りが見えたとしても

帝国主義者にとっては魅力にあふれた「ニュー・フロンティア」であろう。

有事法制のねらいが、唯一の超大国となった米国とアジア・太平洋における戦略的パートナーとしての日本が共同して「周辺」に軍事的展開能力を獲得しようとするものである以上、安保再定義から今日までに至る一連の日本国内の動きは日本の市民にとっても、同時にアジアに住む人々にとっても重大な問題である。

日本政府はこの国際法に違反した戦争を積極的に後押しし、本来「日本防衛」を目的として締結した日米安保条約を再定義して拡大解釈、日本国民の税金で維持されている在日米軍基地から出撃することを放任することで中東での戦争支援を続けている。

そして「大量破壊兵器の存在」を理由としたイラクでの戦闘がほぼ終了した今、米国の軍事力による支配の矛先は「核兵器の開発疑惑」をキャンペーン材料として朝鮮半島に向けられようとしている。

アジアで最大規模の燃料貯蔵施設を持つ米海軍佐世保基地ではすでに昨年7月ごろからイラクでの戦争に向けた動きが始まっていた。イラク攻撃に際して、佐世保でどのような軍事活動(戦争支援)が行なわれたのか。また、「朝鮮半島の緊張」が意図的にフレームアップされている中でどのような軍事活動(戦争準備)が進められているのか、周辺での動きとあわせて報告します。

空母出撃を支援

空母キティホークは2月上旬、イラクへの攻撃のため配備されている横須賀を出港したが、その動きに合わせて佐世保基地からは燃料補給艦ラパハノックが、沖縄・天願からは弾薬補給艦キスカが出港した。ラパハノックは

約4万トンの燃料を搭載し、空母や随伴する巡洋艦や駆逐艦などに洋上で燃料を補給することを任務とし、艦隊が国外で長期に戦闘行動を行なう時に欠かすことのできない存在である。

昨年8月佐世保に入港した原子力空母リンカーンも、空母自体は核燃料の動力で動いているが搭載している戦闘機や攻撃機などは石油燃料を必要としている。また、随伴している巡洋艦などもやはり石油燃料が動力の源である。やや小型のフリゲート艦でも1日の燃料消費量は百トンを超すというから、艦隊全体で消費する石油燃料の消費量は1日当たり1千トンにもなるだろう。これに戦闘機などの航空機が消費する燃料が加わるので、本格的な戦闘行動となった時は、例え4万トンの燃料でもすぐに消費してしまうだろう。

給油艦ラパハノックは出港から20日後の2月27日入港したが、空母キティホークに随伴し、おそらくインド洋まで行動を共にしてイラク攻撃に向かう艦隊への燃料補給作戦に従事していたのだろう。その後3月3日から赤崎岸壁に接岸し燃料を積み込み待機していたが、9日に再び出港した。

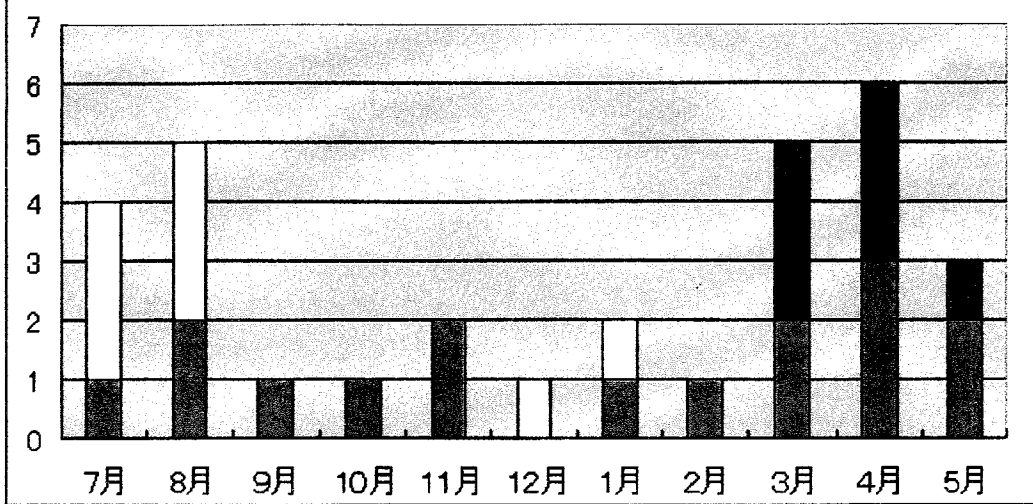
昨年から始まった補給作戦

この燃料補給作戦を支えている佐世保基地の燃料貯蔵所(赤崎、川谷、庵崎、横瀬)には総量で84万キロリットルの燃料が貯蔵できるといふ。グアムの米海軍基地が閉鎖されて以降、西太平洋では最大の貯蔵設備といえるだろう。

かつて動力を発生する推進機関の関係で船は蒸気タービンまたはディーゼル機関用に重油、車はディーゼル用の軽油、航空機はジェットエンジン用に航空燃料と分けられていたが、巡洋艦など戦闘艦の推進機関がガスター

燃料補給艦の出動の動き

□ 小型タンカー
■ 大型タンカー
■ 洋上補給艦



リムピース ホームページから

送艦は3隻、弾薬補給艦は6隻、戦闘補給艦は3隻に上っている。貨物輸送艦は米軍事輸送司令部が運用する「即応予備船隊」に所属しており、名前のおり日ごろは港に保留されているが戦争に備えた輸送が始まると任務につくという種類の補助艦船である。佐世保には周辺で大規模軍事訓練などが行なわれるとき、時折姿を見せる程度であった。また、弾薬補給艦や戦闘補給艦は空母艦隊や揚陸艦隊に随伴し、洋上で弾薬や燃料などを補給することを任務としており、佐世保には年間4隻から6隻程度が入港していた。

わずか3か月の間にこれだけの補給・補助艦船が入港した例は90年の湾岸戦争の時もない。90年当時は西太平洋にはフィリピン(スービック海軍基地とクラーク空軍基地)、グアム(アガナ海軍航空隊基地とアプラ海軍基地及び燃料基地)、韓国(釜山海軍施設)などの米軍基地があり、それぞれ補給拠点の役割を果たし、グアムの場合は「西太平洋における補給のハブ・ステーション」とまで称されていた。

それらの基地が92年から97年にかけて閉鎖された結果、佐世保への補給の集中があったと思われるが、それにしても「次の戦争への準備」とも受け取れる動きである。

活発化するアジアの米軍

米海軍佐世保基地で補給の動きが活発になる中、アジアに展開している米軍の動きも激しくなっている。4月14日から5月3日までグアム周辺で行なわれた「タンデム・スラスト03」訓練は当初想像していた「年次定期訓練」とは遥かに様相が違うものであった。その訓練の目的や規模などが米第7艦隊のホームページに報告してあったので要約すると次のとおりとなる。

新しい戦闘部隊のイメージとして前方展開海軍戦力による遠征打撃部隊(ESG/FD NF)を編制する実験がタンデム・スラスト03訓練の中で行なわれた。この訓練には原子力空母カールビンソン戦闘群や強襲揚陸艦エ

セックス揚陸即応群部隊など合計17隻の艦船が参加した。

訓練の目的は戦域で高い機動性を持った部隊を独立して運用することで、戦域での作戦遂行能力を高める。それには恒久的に(佐世保に)前方配備されたエセックス揚陸即応群が新たな打撃部隊の核(コア)としての役割を持つ。

これまでの空母2隻以上を中心戦力とする海軍大規模打撃部隊から空母と揚陸艦を中核とするより小規模だが機動性の高い遠征打撃部隊を編制するテストを行なった、というものである。これまで強襲揚陸作戦の中心だった海兵隊の海兵遠征群(MEU、約2千人で構成)に代わり、4百人から8百人程度の強襲揚陸作戦部隊の編制を想定しているのだろう。より小規模だが展開能力のたかい、言い換えれば侵攻能力の早い戦闘部隊を創設し、そのことにより「国際テロなどの新しい脅威」に立ち向かう(戦場を拡大する)能力を求めているという。

沖縄そして佐世保は

この実験(訓練)を受けて沖縄では5月22日、「迅速移動訓練」と称する在沖縄海兵隊を朝鮮半島に戦力投入する訓練が行なわれた。

沖縄・ホワイトビーチから約500人の海兵隊を乗せた高速貨客船が1500キロ近く離れた韓国東海岸・ポハンまで24時間で到達するという訓練である。約500人の海兵隊というのは一個上陸大隊チームと車両輸送及び司令部要員の合計数に当たる。また、使用した高速貨客船とは佐世保港にも時折姿を見せている「ウエストバック・エクスプレス」のことだろう。この船は基準排水量約5千トン(満載排水量約8千トン)ほどの双胴船で、千人の乗客と最大約120両の車両を載せ40ノッ

ト近い速力で外洋を航海することができる。もともと民間の高速フェリーだが海兵隊が長期契約でチャーターし、沖縄から海兵隊が訓練などで出撃する時に頻りに利用している。これまでエセックスなどの揚陸艦が要した日数が約2日間であること、また港湾設備の整った港の岸壁であれば揚陸艦よりもはるかに早く車両を揚陸できることを考えると、沖縄から韓国への戦力投入に要する日数は相当短縮できることになる。沖縄が朝鮮半島へ向けた拠点となること、そしてその補給拠点が佐世保になることがこの訓練の中で示された。

アジアでの戦争を許すな!

韓国では駐留米軍の移動が活発化しているという。韓国に駐留する米軍は5月28日から「韓国への増員計画」に基づく訓練を行なっているが、沖縄など日本の各基地やグアムから戦力を投入する訓練も含まれている。

佐世保に配備されている揚陸艦もこの訓練に関連して出港したようだが、掃海艦2隻も5月25日から28日まで博多港に寄港した後、機雷掃海と水路確保の訓練のためだろうか、韓国へ向け出港したようだ。掃海艦の入・出港時には海上自衛隊の護衛艦2隻も同行した。また、5月上旬には沖縄から朝鮮半島南部にかけた海域で敷設機雷の捜索・発見を想定した海底調査も行なわれ、佐世保港には関連したと思われる調査船や原潜が入港した。

朝鮮半島の2つの国に対し、軍事的圧力が日増しに高まっているような気がする。

朝鮮半島で、そしてアジアで戦争を起こさないため、今、連帯して戦争に反対しよう。



会計報告
(03.5.2-6.5)

【収入】

○前期からの繰越	506,742
○当期の収入	9,000
会費収入	9,000
(内訳) 維持団体	0
維持個人	0
参加団体	0
参加個人	0
通信会員	9,000
カンパ収入	0
運動収入	0
資料収入	0
預金利子	0

【支出】

●当期の支出	47,607
電話・ファックス代	0
郵送費	33,512
文具・備品	11,765
印刷・コピー代	0
振込等手数料	210
分担金	0
雑費	2,120
●次期への繰越	468,135

編集室から

●ある集会で高校生からこう質問された。「なんで日本はこんなにアメリカに追従するのでしょうか」。こう答えた。「追従しているのだったらまだいい。ブッシュ式のやり方を本当にいいと思っているのではないだろうか。日本の政治家たちは」。野党の大多数までも巻き込んでの有事法成立は、日本の民主主義の危機ではなく、日本の政治思想、人権思想の危機を私たちにつきつけた。

●しかし嘆いているわけにもいかなければ、あきらめている場合でもない。政治家たちから追放された捨てられた憲法は私たちのところに来た。だから、これから。「平和憲法を生きる」運動が、これから始まる。(た)

原子力艦 入港情報

#138

2003.4.5~6.6

L=ロサンゼルス級原子力潜水艦
CVN=ニミッツ級原子力航空母艦

【横須賀】

- ◆ 4月23日 09:56 原潜シカゴ(L) 入港
- ◇ 4月28日 14:07 原潜シカゴ(L) 出港
- ◆ 5月10日 08:30 原子力空母カールビンソン(CVN) 入港
- ◇ 5月15日 09:00 原子力空母カールビンソン(CVN) 出港
- ◆ 5月22日 10:13 原潜オリンピア(L) 入港
- ◇ 5月27日 09:48 原潜オリンピア(L) 出港
- ◆ 5月27日 11:50 原潜キーウェスト(L) 入港

横須賀当期計 (うち原潜) 4(3)

【佐世保】

- ◆ 5月16日 10:14 原潜オリンピア(L) 入港
- ◇ 5月20日 09:51 原潜オリンピア(L) 出港
- ◆ 5月29日 13:21 原潜オリンピア(L) 入港
- ◇ 5月31日 09:50 原潜オリンピア(L) 出港
- ◆ 6月1日 09:50 原潜ロサンゼルス(L) 入港
- ◇ 同日 13:50 原潜ロサンゼルス(L) 出港

佐世保当期計 (うち原潜) 3(3)

【沖縄】 (ホワイトビーチ) なし

沖縄当期計 0(0)

●2003年1月1日から6月6日までの各地の原子力艦入港数 (原子力潜水艦) :

横須賀	7(6)
佐世保	9(9)
沖縄	0(0)
合計	16 (15)



有事法反対めよう

月刊 キャッチピース 発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース 編集●キャッチピース編集委員会 定価●100円
連絡先●223-0065 横浜市港北区高田東3-38-15 田巻 彦方 電話・FAX045-531-1341
E-mail●tamaki@pw.catv.ne.jp 郵便振替口座●00160-136148「キャッチピース」